

甲斐市
公開型 GIS 再構築・運用保守業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月

甲斐市 市長公室 政策戦略課

1 業務名称

甲斐市公開型 GIS 再構築・運用保守業務

2 目的

本書は、市が実施する「甲斐市公開型 GIS 再構築・運用保守業務公募型プロポーザル（以下、本プロポーザルという）」における公正かつ公平な方法で最良な事業者を選定するための方針及び手続きについて必要事項を定めたものである。

市では、令和4年度より各部署で運用していた地理情報システムを統合し、全庁で地図情報データを横断的に共有できる「統合型 GIS」を導入した。また併せて、市民や事業者等が来庁しなくても必要な地図情報データをインターネット上で、パソコンやスマートフォンから確認できる「公開型 GIS（デジ Map 甲斐）」を導入している。当該システムは、令和8年度に契約期間が満了することから、市民サービスの更なる向上及び業務改善・効率化に資する機能改善を図ることを目的にシステムの再構築を行う。

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 履行期間

ア システム構築業務：契約締結日から令和9年3月31日まで

イ システム運用保守：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(3) 提案上限金額

【本システム構築費】27,060,000円（税込）

※提案限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

※提案者は、本システム構築費用提案額と本システム稼働から5年間の運用保守費用提案額を含めた39,700,000円（税込）を超えない範囲で提案するものとする。そのため本システム構築が上記の本市システム構築費用提案上限額を下回ったとしても、5年間の運用保守費用を含めた総額が39,700,000円（税込）を上回る提案をした場合には失格となるため留意すること。

(4) 事務局

甲斐市 市長公室 政策戦略課 DX推進係

郵便番号：400-0192

住所：山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL：055-278-1678 FAX：055-276-7216

E-mail：dx@city.kai.yamanashi.jp

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(プロポーザル方式を採用する理由)

利用者にとって更なる利便性向上を目指す公開型 GIS の再構築を目指す観点から、本業務により創出される市民サービスの向上、事務効率化、期間トータルコストの低減、保守管理方法、サービス品質保証等において優れた提案や適切な業務遂行能力のある提案者を総合的に選定する必要があることからプロポーザル方式を採用する。

なお、この契約は、「甲斐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約にかかる予算の減額または削除があった場合は、当該契約は解除できるものとする。

5 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、本実施要領を十分に理解し、本業務を誠実かつ的確に遂行できるものであり、本実施要領の公開日から優先交渉権者の決定日まで、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- (2) 令和 8 年度甲斐市物品等入札参加者資格名簿に登録された者。
- (3) 甲斐市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく、指名停止等を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- (7) 提案参加表明書兼誓約書の受付日から遡り、6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- (8) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。また、それらの者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 提案参加表明書兼誓約書の提出時点において、国、都道府県及び市町村に納めるべき税公金の滞納がないこと。
- (10) 本実施要領の公開日から遡り、過去 5 年以内に山梨県内または全国の地方自治体において、本業務と同等の実績を有していること。
- (11) 守秘義務・品質及び情報セキュリティ等の観点より、次の認証資格を取得していること。

- ア JISQ9001 (ISO9001 : 品質マネジメントシステム)
 - イ JISQ14001 (ISO14001 : 環境マネジメントシステム)
 - ウ JISQ15001 (ISO15001 : 個人情報セキュリティ)
 - エ JISQ20000-1 (ISO/IEC20000-1 : IT サービスマネジメントシステム)
 - オ JISQ27001 (ISO27001、ISMS : 情報セキュリティマネジメントシステム)
 - カ JIP-ISMS517-1.0 (ISO/IEC27017 : ISMS クラウドセキュリティ)
- (12) 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) の LGWAN-ASP サービスのアプリケーション及びコンテンツサービスに登録していること。
- (13) 一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) の地理情報標準プラットフォームに準拠しているシステムに登録していること。
- (14) 提案する公開型 GIS については、デジタル庁が公開する「デジタル地方創生モデル仕様書 (公開型 GIS)」に準拠すること (令和 8 年 3 月時点)。
- (15) 事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。

6 スケジュール

(1) 日程

項目		期限
1	実施要領の公表 (ウェブサイト掲載)	令和 8 年 4 月 3 日 (金)
2	質問書受付	令和 8 年 4 月 3 日 (金) から 令和 8 年 4 月 13 日 (月) 午後 5 時まで
3	質問書回答	令和 8 年 4 月 20 日 (月) まで随時回答 回答は市ウェブサイトに掲載
4	提案参加表明書兼誓約書の 提出期限	令和 8 年 4 月 22 日 (水) 午後 5 時まで
5	参加資格審査結果の通知	令和 8 年 4 月 28 日 (火)
6	企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 8 日 (金) 午後 5 時まで
7	プレゼンテーション審査	令和 8 年 5 月 19 日 (火)
8	審査結果通知	令和 8 年 5 月下旬を予定
9	契約締結	令和 8 年 6 月上旬を予定

7 質問書の提出

(1) 質問の受付期間及び提出方法

質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX、口頭及び持参等は不可とする。質問書（様式5）を使用し、件名冒頭に「【甲斐市公開型GISプロポーザル】質問書（貴社名）」として、令和8年4月13日（月）午後5時までに次の送信先へ送信するものとする。

なお、他の提案者の情報等に関する質問については受け付けない。

(2) 提出先

送信先：甲斐市 政策戦略課 DX推進係

TEL：055-278-1678

E-mail：dx@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(3) 回答

令和8年4月20日（月）までに随時市ウェブサイトに掲載し、個別には回答しない。

8 提案参加表明書兼誓約書の提出・参加資格審査結果の通知

(1) 受付期間

令和8年4月22日（水）午後5時まで（必着）

受付時間は、午前9時から午後5時までとする（ただし、土、日及び祝日は除く）。

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。書類にインデックスを張り付け、A4ファイルに綴じたものを5部（正本1部、副本4部）及び同一の電子データをCD-RまたはDVD-Rにて1部提出すること。

ア 提案参加表明書兼誓約書（様式1）

イ 代表企業概要書（様式2）

ウ 企業決算書（直近1年間の財務諸表（収支決算書、貸貸対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の写し）

エ 導入実績調書（様式3）

オ 業務実施体制（様式4）

カ 協力事業者確認書（様式4-1）

キ 配置プロジェクトマネージャー履歴書（任意様式）

※プロジェクトマネージャーは、本業務と同等の導入実績があり、かつ提案者（代表企業）の正社員として1年以上の雇用契約関係にあること。

また、本業務のプロジェクトマネージャーとして専任で配置できるものであること。）

ク システム規格認証書等の写し

※取得しているシステム規格（JIS、ISO、P マーク等）の認証・許諾を証明する書類の写し

(3) 提出方法及び提出先

次の所在地へ持参又は郵送とする。

〒400-0192

山梨県甲斐市篠原 2610 番地

甲斐市 政策戦略課 DX 推進係

(4) 参加資格審査結果の通知

令和 8 年 4 月 2 8 日（火）午後 5 時までに提案参加表明書兼誓約書を提出した提案者宛に審査結果を電子メールにて通知する。

9 企画提案書の提出

別紙企画提案書等作成要領、仕様書、機能要件書及び提案内容評価要領に基づき、企画提案書等を提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時まで（必着）

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする（ただし、土、日及び祝日は除く）。

(2) 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを 10 部（正本 1 部、副本 9 部）及びすべての電子データを保存した CD-R 又は DVD-R を提出すること。

ア 企画提案書の表紙（任意様式）

イ 代表企業概要書（様式 2）

ウ 導入実績調書（様式 3）

エ 業務実施体制（様式 4）

オ 協力事業者確認書（様式 4-1）

カ 配置プロジェクトマネージャー履歴書（任意様式）

キ システム規格認証書の写し

ク 企画提案書（任意様式）

ケ 見積書（様式 6）

コ 構築費用見積明細書（様式 6-1）

サ 運用保守費用見積明細書（様式 6-2）

シ 機能要件書（回答）

※イ～キについては、提案参加表明書兼誓約書の提出内容と同じため、提出したその写しを正本及び副本へ綴じること。

※ケ～シは、CD-R または DVD-R に Excel データも格納すること。

(3) 提出方法及び提出先

次の所在地へ持参または郵送とする。

〒400-0192

山梨県甲斐市篠原 2610 番地

甲斐市 政策戦略課 DX 推進係

(4) 留意事項

ア 企画提案書等は、定量的に記載すること。ただし、定量的に記載することが不可能または困難な場合には、できる限り具体的に表現すること。

イ 企画提案書の内容は、契約を締結する際に契約書等に反映されるものとする。

ウ 見積書等は「一式表記」はせず、具体的な内容及び数量を記載すること。

エ その他詳細は別紙企画提案書等作成要領及び仕様書を参考にする。

1 0 途中の参加辞退

(1) 辞退の申し出

提案参加表明書件誓約書提出後に当該プロポーザルへの参加を辞退する場合は、電子メールにより辞退届（様式 7）を次の送信先へ送信すること。

件名を「【甲斐市公開型 GIS プロポーザル参加辞退】（貴社名）」とすること。

(2) 送信先

甲斐市 政策戦略課 DX 推進係

TEL : 055-278-1678

E-mail : dx@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時まで

1 1 プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和 8 年 5 月 19 日（火）

(2) 実施会場

甲斐市役所本館 3 階 大会議室（山梨県甲斐市篠原 2610 番地）

(3) 実施時間

所要時間は 1 者当たり 60 分以内（説明 45 分、質疑応答 15 分程度）

※準備（10 分）、片付け（10 分）は別に設ける

(4) 資料の提出

- ・プレゼンテーションで使用する資料は、実施時に次の資料を提出・配布すること。
- ・プレゼンテーションスライド
※15部（A4サイズ、長編綴じ、2穴、スライド2枚/1ページ）

(5) 注意事項

- ・録音録画禁止。
- ・プレゼンテーションの内容及び質疑に対する回答は、契約上の仕様にも反映されるものとする。
- ・プレゼンテーション会場には、審査委員会の審査委員以外に関連する市職員等が参加し、説明を受けた内容について質問を行う場合がある。
- ・評価基準表の評価項目に沿ってプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションの時間内に必ずシステムのデモンストレーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーションの出席人数は最大5名までとする。
- ・各提案者のプレゼンテーションの順番は、提案参加表明書兼誓約書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。
- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・提案者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。
- ・プレゼンテーション実施中に審査委員から質問等があった場合は、提案者において議事録作成を行うこと。作成した議事録プレゼンテーション終了後、1週間以内に次のメールアドレス宛に送信すること。

送付先メールアドレス：dx@city.kai.yamanashi.jp

1 2 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査にあたっては、「甲斐市公開型 GIS 再構築・運用保守業務公募型プロポーザル審査委員会(以下、審査委員会という)」を開催し、提出された企画提案書等の内容について審査基準に基づいて審査を行う。

本プロポーザルの各審査委員において、書類審査、プレゼンテーション審査による総合点に基づき提案者の順位を定め、第1位を得た数が最も多い提案者を優先交渉権者とする。順位決定を行う際、同順位の提案者が複数ある場合は、同順

位のうち、提案者順位第2位を最も多く得た提案者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の審査点が最も多い提案者を上位として扱う。

なお、提案者が1者のみだった場合については、再度、スケジュールを調整し、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、提案者全てに文書で通知する。また、市ウェブサイトにおいて、審査結果概要として、参加者数、優先交渉権者の名称及び総合点を公表するものとする。

電話や訪問、電子メール等による問い合わせには応じない。

また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

1 3 失格要件

提案者が次の各号に掲げる事項に該当した場合は、審査委員会において審査の上、選考結果等に関わらず、すでに決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に不正行為または虚偽の記載が認められた場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (5) 参加者資格要件を満たさなくなった場合
- (6) プレゼンテーションに正当な理由なく参加しなかった場合

1 4 優先交渉権者との協議及び契約の締結

(1) 優先交渉権者

優先交渉権者と市との協議により、企画提案内容を踏まえ、業務の詳細な内容を調整し決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更または削除する場合がある。また、これにより委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(2) 契約締結

協議成立後、市と優先交渉権者との間で随意契約を締結する。

なお、優先交渉権者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、次点候補者を新たに優先交渉権者とする。

(3) 契約保証金

契約締結の際、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、甲斐市財務規則（平成16年甲斐市規則47号）第164条に該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

1 5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係る書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、優先交渉権者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、市は提案者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 提案者の複数提案等の禁止

提案者は、1つの提案しか行うことができない。また、協力会社においても、1つの企画提案しか協力することができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、提案参加表明書兼誓約書を無効とする場合がある。

は、提案参加表明書兼誓約書を無効とする場合がある。

(8) 関係法令等の遵守受注者は、本事業の実施に当たり関係する法令等を遵守しなければならない。